

## 公益財団法人中国労働衛生協会理事候補者の募集について

公益財団法人中国労働衛生協会は、以下により理事候補者を募集致します。

### 1 募集対象者 理事候補者 1名

### 2 理事の職務内容等

#### (1) 職務内容

理事は、協会が行う公益事業及びそれを遂行するうえで必要な管理業務等全般を統括する。代表的な業務は、

- ① 健診事業、健康教育・啓発事業、作業環境測定事業の統括
  - ② 年度の業務計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算の策定
  - ③ 評議員会及び理事会の開催・運営
  - ④ 人事、労務に関すること
- 等です。

#### (2) 勤務条件

- ① 任期は、平成 24 年 6 月から概ね 2 年(定款の定めにより、若干の長短あり)です。  
なお、評議員会の判断により「役員在任資格規程」に定める年齢まで再任される場合もあります。
- ② 勤務時間、休暇等の定めはありませんが、通常、午前 8 時から午後 5 時まで。年間の勤務日は 254 日、労働時間は 2,032 時間を原則とします。
- ③ 報酬は、役員報酬規程によります(ポストにより異なりますが、上限は年収 1,200 万円以内)。
- ④ 勤務場所は、  
福山市引野町 5-14-2 (公財) 中国労働衛生協会福山本部です。
- ⑤ 社会保険等があります。

### 3 応募資格

- (1) 病院、健康診断機関等の管理職としてリーダーシップを発揮してきた実績を 5 年間以上有し、当協会の業務の統括・管理を的確に実施する能力を有していること(事業企画、事業運営管理、労務管理等の日常業務全般に対応できる能力)。
- (2) 当協会の公益事業の趣旨と現状を十分に理解し、その課題等の発見・解決を図るための知識等(労働衛生分野の施策及び関連法規並びに医療関係法規等)を有していること。
- (3) 西暦 1942 年から西暦 1957 年の間に生れた者。

- (4) 広島県福山市又は隣接する市町に居住している者又は理事在任中に広島県福山市又は隣接する市町に居住できる者。
- (5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第177条により準用する同法第65条に規定されている「役員になることができない者」に該当しない者。

#### 4 選考方法

選定委員会（評議員3名で構成）を設け、審査します。

- (1) 第1次審査（書類審査）  
選考結果は、平成24年2月25日までに可否を応募者全員に連絡します。
- (2) 第2次審査（面接審査）  
第1次審査合格者に対して、面接の日時を連絡します。結果は、第2次選考終了後、可否を速やかに第2次審査対象者に連絡します。
- (3) 役員への選任手続  
第2次審査合格者は評議員会における理事選任の候補者となります。その後、平成24年3月又は6月に開催予定の「評議員会」で審議の結果適当と認められれば理事に選任されます。さらに、その後開催される「理事会」において理事長等に選任するか否か審議されます。  
なお、理事への就任は、平成24年6月に開催される「評議員会」開催日の次の日となります。

#### 5 応募方法

- (1) 応募書類  
下記の書類を当協会あて簡易書留にて郵送して下さい。  
なお、提出された書類は最終合格者を除き返却致しません。
  - ① 履歴書  
日本工業規格(JIS)履歴書に、最近3か月以内の顔写真を貼付のこと。  
なお、職歴は年代順に記載し、役職がある場合は必ず記載すること。
  - ② 最終学歴を証明する書類（卒業証書の写し可）
  - ③ 健康診断書
  - ④ 自己アピール文書  
A4版2枚程度。理事就任に当たっての所信等。
- (2) 書類の送付及び問い合わせ先  
〒721-0942 広島県福山市引野町5-14-2    ☎084-941-8211  
(公財)中国労働衛生協会 総務課
- (3) 応募期限  
平成24年2月6日必着

## 6 その他

- ① 応募に要する費用は、全額応募者負担とします。
- ② 当協会が知り得た個人情報は、本公募・選考のみに使用し、他の目的には一切使用いたしません。